

福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託 提案競技実施要項

<資料>

- 資料1 仕様書（案）
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 提案項目評価表

<様式>

- 様式1 提案競技参加申込書
- 様式1-2 同意書
- 様式1-3 委任状
- 様式1-4 誓約書
- 様式1-5 役員名簿
- 様式2 質問書
- 様式3 見積書

令和8年9月

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

1 業務委託契約の概要

(1) 契約件名

福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託

(2) 契約期間（予定）

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、当該業務の履行状況が良好な場合に限り、次の①②の期間の特命随意契約の相手方とすることができる。ただし、年間の研修実施状況を踏まえ、次年度の研修内容について調整を行うことがある。

① 第1回延長（予定）：令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

② 第2回延長（予定）：令和11年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 趣旨

本業務は、認知症介護技術の向上を図るための実践的研修、介護サービスの向上に資するための研修並びに介護支援専門員に対する自立支援及び重度化防止の視点を強化する研修を委託により実施するものである。

この企画提案競技は、提出書類等の内容について、技術力、経験・実績、受託意欲などを総合的に採点し、最も高い点数を得た者を最優秀提案者として契約相手方の候補に選定する。

(4) 提案限度価格（予定）

26,975千円（上限額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案の内容

資料1「仕様書（案）」のとおり

※契約にあたっては、提案書の内容も含めて、改めて協議の上、仕様書を定める。

2 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年9月29日（火）
(2) 質問書締切	令和8年10月14日（水）12時まで
(3) 提案競技参加申請締切	令和8年10月23日（金）12時まで
(4) 企画提案書提出締切	令和8年10月30日（金）12時まで
(5) 提案競技選定委員会	令和8年11月12日（木）※予定
(6) 事業者決定及び通知	令和8年11月17日（火）※予定
(7) 契約締結	令和9年4月1日（木）

3 参加資格

参加者は、次のすべてを満たすものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 福岡市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (7) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第41条に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者等を運営する法人、過去に研修事業の実績がある法人又は本研修事業について適切な実施運営ができる能力があると判断される法人であること。
- (8) 福岡市内に本社または支社があること。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をしたこと若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 質問書提出締切

令和8年10月14日（水）12時まで

(2) 質問書提出方法

様式2「質問書」により、電子メールで提出すること。

電子メール送付後は、未受領防止のため、提出した旨を電話連絡すること。

(3) 質問についての回答

回答は、質問受理後2営業日以内を予定として、下記の市ホームページ上に掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

5 参加申込

提案競技への参加を希望する場合は、下記のとおり提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

以下の書類のうち、③・⑤は、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。

① 様式1「提案競技参加申込書」

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」を作成すること(書式は自由)。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要(書式は自由。事業概要がわかるパンフレット等でも可)

③ 登記事項証明書

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 様式1-2「同意書」

注) 事業者指導課が税務担当課へ書面により福岡市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの照会、確認を行うことの同意。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 様式1-3「委任状」

注) この提案競技の案件に係る取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式1-3により委任状を作成して提出すること。

⑦ 様式1-4「誓約書」

注) 代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 様式1-5「役員名簿」

注) 代表者および役員(⑥委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(2) 提出締切

令和8年10月23日(金)12時まで

(3) 提出方法

- ・ 電子データを電子メールにて提出し、電子メール送付後は、未受領防止のため、提出した旨を電話連絡すること。
- ・ 電子データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日) _ (事業者名) _ 参加申請書」(※ () は各々必要事項を記載) とすること。
- ・ 提出書類の原本は、郵送(必着)または持参すること。

(4) 提出部数

電子データ：1 ファイル

原本：1 部

7 企画提案書等の提出

提案競技へ参加する場合は、下記のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

下記①、②を一つに綴じて提出すること。(長辺綴じで、ホッチキスは使用不可)

① 企画提案書(書式は自由)

※資料1「仕様書(案)」、資料2「提案書作成要領」、資料3「提案項目評価表」を参照のうえ作成すること。

② 様式3「見積書」

(2) 提出締切

令和8年10月30日(金)12時まで

(3) 提出方法

- ・ 電子データを電子メールにて提出し、電子メール送付後は、未受領防止のため、提出した旨を電話連絡すること。
- ・ 電子データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日) _ (事業者名) _ (企画提案書または見積書)」(※ () は各々必要事項を記載) とすること。
- ・ 提出書類の原本については、郵送(必着)または持参すること。

(4) 提出部数

電子データ：1 ファイル

原本：正本1部、副本10部

8 提案競技選定委員会

提案書等について詳細な説明を求めるため、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。

(1) 開催日時

令和8年11月12日(木) ※予定

※詳細な時間・場所は、対象事業者に別途連絡する。

(2) 所要時間

45分(プレゼンテーション20分、質疑応答25分)

(3) 選定方法

①最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて、審査を行い、最優秀提案者を決定する。

②参加申し込みが多数の場合は、企画提案書による書類審査（１次審査）を行う場合がある。

③書類審査（１次審査）を行う場合、プレゼンテーションの参加対象とならなかった事業者には令和８年１１月９日（月）１７時までに電子メールにて連絡することとする。書類審査を行わない場合は特に連絡しないこととする。

（４）その他

プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本件委託業務を主に担当するものが、提出した企画提案書をもとに行うこと。

９ 審査

選定委員会で、事業者から提出された企画提案書やプレゼンテーション等を総合的に審議し、最優秀提案者を決定する。

（１）採点方法

資料３「提案項目評価表」の配点により、委員が採点を行い、点数が最も高い者（以下、「最高得点者」という。）を契約相手方候補とする。最高得点者が複数のときは、資料３「提案項目評価表」に示す「１ 実施体制」の点数が最も高い者を契約相手方候補とする。複数の最高得点者の「１ 実施体制」の点数が同じ場合は、くじにより契約相手方候補を選定する。

（２）配点

合計点は１００点満点とする。

各項目の配点および算出方法は、資料３「提案項目評価表」のとおり。

（３）最低基準

合計点について、以下のとおり、最低基準を設ける。

各委員が採点した合計点の和が総合計点の６割に満たない場合は最優秀提案者とししない。

（４）結果通知

令和８年１１月１７日（火）（※予定）以降に、電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市のホームページにおいて公表する。

１０ 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合又は選定委員等に対する不正な行為が認められた場合は、失格とすることがある。

また、審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

１１ 契約

（１）選定委員会での選定に基づき、福岡市は契約相手方候補を決定し、当該契約相手方候補と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

なお、契約締結に至らない場合は、次順位の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

（２）契約にあたっては、本業務の受託者は、契約の締結前までに契約保証金（契約金額の１００分の１０以上の額）を、福岡市に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第２５条

各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部が免除される。

12 その他の留意事項

- (1) 本事業は令和9年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により、本事業の予算が成立しなかった場合は、事業が中止になることがある。
- (2) 提案にかかる一切の費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (3) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (5) 企画提案書提出後において、企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (6) 審査結果に関する質問には、回答しない。
- (7) この資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (8) この委託業務の主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。
- (9) 資料1「仕様書(案)」の内容は、現時点で必要と思われる委託内容を提示しており、契約締結の際、契約相手方候補に対して、本事業費の範囲内で福岡市から内容の変更を求めて協議することがある。

13 問い合わせ・申込み・提案書提出先

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課指導調整担当（担当：渡邊、三原）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所12階

電話：092-733-5348 F A X：092-726-3328

電子メールアドレス：j-shido.PWB@city.fukuoka.lg.jp

仕 様 書 (案)

1 契約件名

令和 9 年度福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 委託内容

○ 福岡市認知症介護実践者等養成事業

① 福岡市認知症介護実践者研修	法定研修
② 福岡市認知症介護実践リーダー研修	
③ 福岡市認知症対応型サービス事業開設者研修	
④ 福岡市認知症対応型サービス事業管理者研修	
⑤ 福岡市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	
⑥ 福岡市認知症ケア研修	任意研修

○ 福岡市介護保険事業者研修事業

⑦ 福岡市介護保険事業者研修	任意研修
(ア) 高齢者の権利擁護及び虐待防止等に関する研修	
(イ) 地域包括ケアに関する研修	
(ウ) ケアマネジャー等計画作成担当者に対する研修	
(エ) 介護サービスの質の向上に資する研修	
(オ) 事業所マネジメントに資する研修	
(カ) その他の研修	

○ 介護支援専門員資質向上事業

⑧ 介護支援専門員フォローアップ研修	任意研修
--------------------	------

(1) 研修内容

① 福岡市認知症介護実践者研修

実施回数	年 3 回
募集人数の目安	50 人/回
受講要件	福岡市内の介護保険施設・事業所等に勤務し、介護保険施設・事業所等において、介護業務に概ね 2 年以上従事した経験を有している者であって、原則として身体介護に関する基礎知識・技術を習得している者であること。
研修内容	認知症の人についての正しい理解のもと、本人・家族が尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、共生社会の実現に向けた認知症ケアの質向上ができるために十分な内容とすること。 具体的には、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号、令和 8 年 3 月 31 日一部改正分）（以下「厚生労働省通知」という。）別紙 1 の実践者研修標準カリキュラムに沿っ

	た講義・演習形式及び実習形式とし、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映した内容とすること。 また、本市が推進するユマニチュードの普及の機会として、事例を紹介する等、受講者への周知を図ること。
受講料	25,000 円（税抜）以下

② 福岡市認知症介護実践リーダー研修

実施回数	年 1 回
募集人数の目安	30 人/回
受講要件	福岡市内の介護保険施設・事業所等に勤務し、介護保険施設・事業者等において、介護業務に概ね 5 年以上従事した経験を有している者であって、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、実践者研修を修了し 1 年以上経過している者であること。
研修内容	認知症の人についての正しい理解のもと、本人・家族が尊厳を保持し、希望をもって暮らすことができるよう認知症ケアにおけるチームケアを推進するための知識・技術を修得するとともに、共生社会の実現に向けた地域の認知症ケアの質向上ができるために十分な内容とすること。 具体的には、厚生労働省通知別紙 1 の実践リーダー研修標準カリキュラムに沿った講義・演習形式及び実習形式とし、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映した内容とすること。 また、本市が推進するユマニチュードの普及の機会として、事例を紹介する等、受講者への周知を図ること。
受講料	33,364 円（税抜）以下

③ 福岡市認知症対応型サービス事業開設者研修

実施回数	年 1 回
募集人数の目安	10 人/回
受講要件	本市指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者及び代表者に就任予定の者であること。 また、原則として、現場体験の実施施設（福岡市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所）は、受講者が受け入れ施設を確保すること。
研修内容	本市指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけるために十分な内容とすること。 具体的には、厚生労働省通知別紙 1 の認知症介護サービス事業開設者研修標準カリキュラムに沿った講義・演習形式及び職場体験とし、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映した内容とすること。また、研修終了後に、「認知症高齢者ケアについて理解したこと」「今後の事業者運営に関して取組みたいこと」などについてレポートを提出させること。 また、本市が推進するユマニチュードの普及の機会として、事例を紹介す

	る等、受講者への周知を図ること。
受講料	6,546 円（税抜）以下

④ 福岡市認知症対応型サービス事業管理者研修

実施回数	年 3 回
募集人数の目安	30 人/回
受講要件	本市単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であること。
研修内容	本市単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者がこれらの事業所を管理運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を習得するのに十分な内容とすること。 具体的には、厚生労働省通知別紙 1 の認知症対応型サービス事業管理者研修標準カリキュラムに沿った講義・演習形式で行い、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映した内容とすること。 また、本市が推進するユマニチュードの普及の機会として、事例を紹介する等、受講者への周知を図ること。
受講料	10,728 円（税抜）以下

⑤ 福岡市小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

実施回数	年 2 回
募集人数の目安	30 人/回
受講要件	本市指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であること。
研修内容	本市指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を習得するのに十分な内容とすること。

	具体的には、厚生労働省通知別紙 1 の小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修標準カリキュラムに沿った講義・演習形式で行い、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映した内容とすること。 また、本市が推進するユマニチュードの普及の機会として、事例を紹介する等、受講者への周知を図ること。
受講料	9,273 円（税抜）以下

⑥ 福岡市認知症ケア研修

実施回数	年 4 回（30 分程度／回）
実施方法	原則 Web による実施
受講要件	本市指定介護保険事業所の従業員（予定を含む）であること。
研修内容	本市指定介護保険事業所の従業員に対して、認知症における対応力や基礎的知識を習得し、認知症ケアの質の向上を図るために十分な内容とすること。 具体的には、受講する従業員の「事業所における認知症ケア等への実際の取組」等を踏まえた内容を、一定回数（2 回）で実施することとし、本市の認知症介護に係る地域事情等を反映したものとする。
受講料	無償

⑦ 福岡市介護保険事業者研修

実施回数	下記(ア)～(カ)を合計して年 70 回以上
受講要件	本市指定介護保険事業所の従業員（予定を含む）であること。
研修内容	下記(ア)～(カ)の内容を含む研修を実施すること。
受講料	無償

(ア) 高齢者の権利擁護及び虐待防止等に関する研修

実施回数	年 12 回以上（30 分程度／回）		
実施方法	原則 Web による実施		
研修内容	本市指定介護保険事業所の従業員に対して、身体拘束廃止や成年後見制度など主に高齢者の権利擁護関係に関する知識を習得させ、利用者の人権保護を図るのに十分な内容とすること。特に身体拘束廃止については廃止に向けての実践的な研修を実施すること。		
	具体的内容		対象職種
	自由提案（（a）身体拘束廃止、（b）高齢者虐待防止、（c）人権擁護に関するテーマを含むものとする。）		自由提案

(イ) 地域包括ケアに関する研修

実施回数	年 4 回以上（2 時間以上/回）※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討	
実施方法	原則 Web による実施	
研修内容	本市指定介護保険事業所の従業員に対して、看取りや地域との連携を深めていくためのポイントなどに関する知識を習得させ、地域包括ケアについての啓蒙及び福岡市地域包括ケアの推進を図るために十分な内容とすること。 ※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討。	
	具体的内容	対象職種
	自由提案	自由提案

(ウ) ケアマネジャー等計画作成担当者に対する研修

実施回数	年3回以上（2時間以上/回）※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討	
実施方法	原則 Web による実施	
研修内容	本市指定介護保険事業所の介護支援専門員に対して、保健・医療・福祉・インフォーマルサービスのコーディネーターとして、介護サービス利用者の自立・支援に必要なケアマネジメントの知識や技術（介護予防に関するものを含む）を習得させ、介護支援専門員の資質向上を図るために十分な内容とすること。 ※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討。 ※本市が別途実施するケアプラン点検業務委託と重複しない内容とすること。	
	具体的内容	対象職種
	自由提案	自由提案

(エ) 介護サービスの質の向上に資する研修

実施回数	年32回以上（30分程度/回）	
実施方法	原則 Web による実施	
研修内容	本市指定介護保険事業所の従業員に対して、実際のケア実施にかかる技術又は事業所の円滑な運営に必要な知識について習得させ、利用者の自立に向けた効率的かつ効果的なケアの実施、安定したサービス提供体制を確保し、介護従業員のモチベーション向上及びサービスの質の向上を図るために十分な内容とすること。	
	具体的内容	対象職種
	自由提案（感染症対策、カスタマーハラスメントに関するテーマを含む研修を実施するものとする。）	自由提案

(オ) 事業所マネジメントに資する研修

実施回数	年9回以上（30分程度/回）	
実施方法	原則 Web による実施	
研修内容	本市指定介護保険事業所を運営している法人代表、管理職等に対して、事業継続や介護人材の確保に向けた経営分析や経営力強化、離職防止に向けた組織マネジメント等を強化する内容とすること。	
	具体的内容	対象職種
	自由提案（組織マネジメントやDX、ICT等の活用による生産性の向上及び加算取得のポイントに関するテーマを含む研修を実施するものとする。）	自由提案

(カ) その他の研修

実施回数	年10回以上（30分程度/回）	
実施方法	原則 Web による実施	
研修内容	以下①～③を含む内容とすること。 ①本市の介護保険事業関連施策の紹介 ②介護保険制度改正及び介護報酬改定の概要説明 ③運営指導における主な指摘・指導事項及びよくある問い合わせ	
	具体的内容	対象職種
	自由提案	自由提案

⑧ 介護支援専門員フォローアップ研修

実施回数	年４回（２時間以上/回）※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討
実施方法	Web または対面による実施
受講要件	本市指定介護保険事業所の介護支援専門員であること。
研修内容	本市指定介護保険事業所の介護支援専門員に対して、地域のケアマネジメント力の向上や会以後支援専門員間の交流を図る内容とすること。 ※介護支援専門員資格更新制度の改正内容を踏まえ検討。
受講料	無償

（２）研修の実施方法

原則Web（オンライン会議システム「Zoom（ズーム）」等を活用）にて実施すること。
なお、リアルタイム配信によるWeb研修を実施する場合は、可能な限り、別途、録画配信によるWeb研修を実施すること。

対面式研修を行う場合は、福岡市内施設（市内各方面よりアクセスが容易であることが望ましい）とすること。

また、従業員の研修受講状況について、事業所の管理者等が習熟度や進捗状況を把握できる仕組みを検討すること。

（３）研修の実施スケジュール

研修の年間計画については、年度当初に周知・掲載し、事業者が受講計画を立てられるよう配慮すること。

また、研修種別にかかわらず、実施期間を偏らせることなく、できる限り年度当初から実施し、受講機会の確保に努めること。

（４）研修の実施内容・構成の検討

研修の実施内容・構成については、本市と適宜協議を行うとともに、必要に応じて介護保険事業者のニーズに応じた柔軟な見直しを行い、受講者の増加に積極的な取り組むこと。

（５）各研修における募集人員（対面による実施の場合）

募集人員については、過去の実績や研修の内容を踏まえ、市と協議のうえ決定すること。

（６）研修の実施に伴う関連業務

本委託業務に含まれる主な関連業務及び業務の本市と受託者の分担・連携については下記のとおりとすること。

本委託業務の遂行にあたっては、本市事業担当課の指示に従い、業務遂行上の疑義が生じた場合は、事業担当課と協議の上で決定すること。

なお、福岡市及び事業受託者の欄に記載している○印、①～⑧の取扱いについては以下のとおりとすること。

- ・ ○印は、①～⑧の研修全てにおいて作業が必要。
- ・ ①～⑧の番号は、３ 委託内容（１）研修において各研修に割り振っている番号に対応しており、該当する研修においてのみ作業が必要。

	主作業	作業詳細	福岡市	事業受託者
ア	企画	研修の方針・内容の決定	○	○
		認知症介護指導者との打合せ		①、②
		研修実施会場の確保	○	○
		研修講師の選定及び打合せ		○
イ	周知・募集	年間スケジュール・募集要項・申込用紙等の作成		○
		募集要項等のＨＰへの掲載、事業所への周知	○	○
		受講者の募集		○
ウ	受付・選定	申込受付、受講要件確認、申込者名簿作成		○
		受講者の選定及び決定	①～⑤	○
		受講者の調整（受講可否の連絡等）		○
エ	実施	研修資料等作成		○
		Web 研修の開催準備、会場準備、受付、実施		○
		アンケート実施		○
		職場実習・他施設実習・職場体験等の実施・対応		①～③
オ	後処理	修了者名簿の作成		○
		アンケートの取りまとめ、研修報告書等の作成		○
		修了証の作成		○
		修了証の発送	①～⑤	⑥～⑧
カ	会計	受講料・教材費の徴収		○
		研修教材の確保、研修講師への謝礼支払い		○
キ	報告等	事業実施報告、他連絡調整等		○

【事業受託者の分担業務】

ア 企画

- 研修の内容については、本市がこれまでに事業所へ提供してきた介護保険関連研修の実践経緯を踏まえ、研修の質及び内容の継続性を担保するとともに、他介護保険関連団体等の実施する研修の内容についても可能な限り把握し、重複せずに本市研修と併せて幅広く内容を網羅する等の調整を行ったものとする。
- 福岡市認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）を実施するに当たっては、幅広く認知症ケアの事例を取り入れるために、可能な限り多くの認知症指導者に参加を促し、その意見を反映した内容とすること。

イ 周知・募集

- 契約締結後速やかに年間スケジュール等を作成すること。
- 研修の募集要項については、事業所宛に少なくとも４週間前には募集案内ができるように、作成を行うこと。また受講希望者の申込みについては原則として事業所等の推薦を得て行うものとし、研修受講資格（氏名、生年月日、勤務事業所、事業所の推薦の有無、介護従事経験年数、法定研修の修了状況、資格）等の確認できる受講参加申込書等を作成すること。
- 各研修の申込受付期間は概ね２週間程度以上を設定すること。
- 受講者の募集にあたっては、受講者を予定人数確保できるよう事業受託者において効果的な方法を検討・実施するものとし、自社ＨＰ等を活用して広く情報を発

信して募集を行うこと（本市からの募集は原則行わない）。
しかし、事業受託者からの要請等に基づき、市からの周知・募集が必要と認められる場合は、本市にメールアドレス又はFAX番号登録のある介護保険事業所へ、募集案内等を送信することもある。

ウ 受付・選定

- 受講者の選定については、事業受託者により受講要件を確認の上、受講者を決定すること。
- 法定研修の受講者選定においては、その性質上、募集締め切り後・受講者決定後の調整が想定されるため、事業受託者は決定後の受講者変更等について可能な限り対応すること。
- 受講決定者及び落選者には、その旨連絡等を行うこと。
- 原則として本市所在の介護事業所の従業員であることを受講要件とするが、募集の結果、定員を確保できなかった場合には、下記の者については協議の上、受講を認める場合がある。
 - (ア) 市内居住者で一般教養として研修の受講を希望する者。
 - ※ 受講者の地域での介護参加等が期待できるため。
 - (イ) (ア)を含めても定員に満たない場合は他都市の介護保険事業所に勤務する者
 - ※ 本市介護従業員が受講者と交流することにより、新たな知見を得ることが期待できるため。
 - (ウ) 他、本市が適当と認めた者

エ 研修の実施

- 対面による研修においては、新型コロナウイルス等の感染症対策を確実に講じたうえで、実施するとともに、参加者に対しても感染予防・まん延防止に努めるよう、注意喚起を徹底すること。
- 研修実施にあたって研修受講者に購入を求めるテキスト料等については、実費とし、研修の実施に必要な最低限のものとすること。

オ 後処理、個人情報及び情報資産の取扱い

- 受講申込者・修了者名簿については、作成の上、エクセル等の電子データで提出すること。また本事業の実施にあたっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、マニュアル等を作成し、個人情報及び情報資産を適正に取り扱うこと。
- 修了証の作成・発送について、法定研修については研修終了後、本市が修了を承認した受講者について、別に指定する書式・用紙にて作成し、本市に納品すること。任意研修については受託法人より、研修修了者へ本市研修を修了したことが確認できる通知等を行うこと。

カ 会計

- 研修費・教材費の領収等については適正に実施すること。

キ 報告等

- 事業の実施報告について、受講者へのアンケートの実施等により介護従業員の研修ニーズ等を把握できるような内容を含むよう検討すること。
また、受講者満足度向上や受講者数増加などの改善に向けた具体的な方策を提案すること。

4 事業実施計画書について

事業実施計画書は、事業者のニーズを踏まえ、本市と十分に協議を行ったうえで作成し、委託契約時に提出すること。

また、研修に係る年間の研修スケジュール、予定講師氏名等及び研修実施に係る担当者名等を記載すること。

5 事業実施報告書について

本委託業務の完了後1か月以内に、完了届及び事業実施報告書を提出すること。

事業実施報告書については、研修ごとに以下の内容をまとめたものを基本とし、電子データで提出すること。

- (1) 実施内容（研修内容、講師氏名、受講受付期間、研修金額、募集人数、実施会場、研修日時、研修時間が確認できるもので、募集要項の内容より変更がなければ募集要項で可とする。）
- (2) 申込者名簿（申込者人数、申込者名、所属サービス事業所等が確認できるもの。）
- (3) 修了者名簿（実受講者数、受講者名、所属サービス事業所等が確認できるもの。）
- (4) アンケート等の実施内容をまとめた、今後の研修計画に資する報告等
- (5) 各研修に使用した研修テキスト

6 支払について

委託料の請求及び支払いについては、年間業務が完了してから行うものとする。

7 委託契約金額の変更について

研修受講者が、計画予定数と異なった場合にも、委託料の変更は行わない。なお、感染症感染拡大等を理由に研修が中止となった場合は、中止決定日までに要した経費を、市と協議のうえ決定し、契約変更を行う。

8 提出書類等様式について

- (1) 完了届
- (2) 事業実施計画書（参考）
- (3) 事業実施報告書（参考）

(委託用)

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

完 了 届

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

年 月 日に締結しました下記契約は 年 月 日に履行を
完了しましたので検査願います。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで

事業実施計画書

年 月 日に契約しました下記委託業務の実施については下記のとおり予定しています。

1 契約件名

令和9年度福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託

2 業務遂行責任者

(1)氏名

(2)所属・連絡先等

3 実施計画

研修項目	
研修名	
研修日程	
募集人数	
受講料	
研修場所	
研修時間	
講師名	
研修内容	
その他	

事業実施報告書

年 月 日に契約しました下記委託業務の実施については下記のとおり実施いたしました。

1 契約件名

令和9年度福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託

2 実施内容

研修項目	
研修名	
研修日程	別紙のとおり
募集人数	
受講料	
研修場所	
研修時間	
講師名	
研修内容	
申込者内容	別紙のとおり
修了者内容	別紙のとおり
アンケート等内容	別紙のとおり
その他	

企画提案書作成要領

提案者は、「仕様書（案）」（資料 1）の内容を十分に踏まえたうえで、本作成要領に従い企画提案書を作成してください。

1 提案内容

資料 1「仕様書（案）」及び資料 3「提案項目評価表」の記載内容に基づき提案してください。経費の見積については様式 3 で提出してください。また、本委託においては個人情報の取り扱いが見込まれることから、個人情報の管理体制やセキュリティ対策について必ず提案してください。

2 企画提案書の作成方法

(1) 記載方法

資料 3「提案項目評価表」に掲げる仕様書項目 1～5 を各編の見出しとして、提案を求める事項ごとに提案内容を記載してください。

(2) 形式

印刷する際に A 4 判縦、横書き、左綴じを想定した電子データとします。ただし、図表等については、必要に応じて A 4 判横でも差し支えありません。

(3) 枚数

資料 3「提案項目評価表」に掲げる仕様書項目 1～5 までの内容を 20 ページ以内（両面印刷）にまとめてください。なお、表紙、目次及び様式 3 はページ数には含めません。

(4) 文字サイズ

文字サイズは、12 ポイント以上とします（図表中の文字については除く）。フォントの指定はありません。

(5) 表紙

正本の表紙には、宛名「(宛先) 福岡市福祉局事業者指導課」、標題「福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託」、提出年月日、提案者名（企業名）及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス）を記載してください。

副本（10 部）の表紙には、標題「福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託」及び提出年月日のみを記載してください。

(6) 目次

企画提案書表紙の次のページは、目次としてください。

(7) 項目番号

項目番号は、原則として 1－(1)－ア－(ア) の順で付けてください。

なお、項目が少ないときは(1)から始めても構いません。不足するときは適宜設定してください。

また、図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与してください。

(8) ページ番号

企画提案書には、表紙、目次及び様式3を除き、ページ番号を一連で付してください。

3 その他の留意点

(1) 企画提案書には、全体にわたって参加者名(企業名)がわかるような記述を一切しないようにしてください。

(2) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案してください。

(3) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成してください。

(4) 企画提案書等で使用する言語および通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とします。

以上

提案項目評価表

■総合点（100点満点）

【評価の基準】

項目			評価基準	配点
1	実施体制 (20)	事業の趣旨・目的の理解	・介護保険制度や市内介護事業所の現状、民間事業者における有料の介護関係研修の提供状況等を踏まえ、本事業の趣旨や目的等を理解し、適切な事業運営を期待できるか。	5
		業務体制	・責任者及び担当者が適正に配置され、事業実施の体制が十分に確保されているか。 ・担当者を含め、本事業実施に十分な知識・経験等を有しているか。	10
		個人情報保護等	・個人情報保護等の管理体制は十分で、関係法令に基づき個人情報の取扱いや情報セキュリティは適切に行われているか。	5
2	実施方法 (30)	研修スケジュール	・介護事業所が円滑に年間の研修計画を立てることができ、年間を通じて適時適切に人材育成に取り組むことが期待できる実施スケジュールとなっているか。 ・研修が一時期に集中せず、また、年度当初から受講が可能で、受講者にとって受講しやすい実施スケジュールとなっているか。	10
		受講者の募集方法	・募集方法は適切かつ効果的で、受講者数の増加が期待できるか。	5
		研修の実施方法	・原則Webによる実施を想定している介護保険事業者研修は、録画配信等、受講者にとって受講しやすい実施方法となっているか。 ・対面式研修を行う場合は市内各方面からアクセスが容易な会場など、受講者にとって受講しやすい実施方法となっているか。	10
		受講状況管理	・管理者や従業者自らが、適宜、受講状況等を把握できる仕組みとなっているか。	5
3	研修内容 (40)	研修内容の企画調整	・研修の実施内容や構成について、本市と適宜協議を行うとともに、必要に応じて柔軟に見直しを行うことができるか。	5
		認知症介護実践者等養成研修（認知症ケア研修を除く法定研修）	・各法定研修の目的やカリキュラムを踏まえ、適切な実施内容や方法となっているか。 ・認知症介護指導者を適切に確保し研修を実施するとともに、認知症介護指導者自身が積極的に関与し成長する機会を得る内容となっているか。	10
		介護保険事業者研修（認知症ケア研修を含む任意研修）	・介護事業所や従業員等のニーズや介護業界の課題等を踏まえ、適切な実施内容や方法となっているか。 ・「（カ）その他の研修」について、より具体的で効果的な実施内容や方法が提案されているか。	10
		介護支援専門員フォローアップ研修	・介護支援専門員の更新制廃止を踏まえ、介護支援専門員としての資質の維持・向上が期待できる実施内容となっているか。	5
		講師の選定・調整	・法定研修における認知症介護指導者の協力をはじめ、講師の選定や調整等を円滑かつ適切に行うことができるか。	5
		研修内容等の改善	・研修の受講状況やアンケート結果等を踏まえ、適宜、研修内容等を改善することが期待できるか。	5
4	独自提案		・本事業費の範囲内で、本事業の成果を高めるための実現可能で、効果的な独自提案がなされているか。	5
5	費用		・提案内容に対して、必要な経費等が適切に計上されているか。	5
合 計				100

(1)各評価項目について、 A、B、C、D、Eの5段階評価とする。 (2)評価点は以下のとおりとする。 ＜配点10点の項目の場合＞ 配点5点の評価点数の2倍とする。 ただし、間の評価点を用いても構わない。 ＜配点5点の項目の場合＞ A ＝ 5点 B ＝ 4点 C ＝ 3点 D ＝ 2点 E ＝ 1点 (3)評価委員の合計評価点の60％を基準点とする（評価委員5人全員が選定委員会に出席した場合の満点は500点、基準点は300点）。 基準点に達しない場合は不適格とする。 【評価の目安】 A・・・非常に優れている B・・・優れている C・・・普通 D・・・やや劣っている E・・・劣っている

令和 年 月 日

福岡市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

**福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託
企画提案競技（プロポーザル）参加申込書**

福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託の提案競技への参加を申込みいたします。
なお、この申込書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないこと、
「福岡市介護保険事業者向け研修事業」募集要項「3 参加資格」のすべてを満たしていること
を誓約します。

記

事業者名	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
Eメール	

（添付書類）

- ☐会社概要
- ☐市町村税を滞納していないことの証明書
- ☐委任状
- ☐役員名簿
- ☐登記事項証明書
- ☐消費税及び地方消費税納税証明書
- ☐誓約書
- ☐直近の決算2年分の財務諸表の写し

同意書

(あて先)

福岡市長

「福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託」について、見積合わせの参加資格である「福岡市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないこと」の確認にあたり、税務担当課に企画提案競技（プロポーザル）参加申込書が開示され、当社の福岡市税（延滞金等も含む）の課税状況（法人市民税に係る法人等の設立申告書・異動の届出書を含む）及び納税状況の照会が行われることに同意します。

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

委 任 状

年 月 日

(あて先)
福岡市長

所在地

商号又は名称

代表者役職・氏名

印

(実印)

私は、次の者を代理人と定め、福岡市において行う下記件名の提案競技に関して、福岡市との下記事項に関する権限を委任します。

記

公示日	年 月 日
件 名	

1. 代理人

所在地

商号又は名称

役職名・氏名

使用印鑑

2. 委任事項

- 1 提案競技に関する件
- 1 契約の締結に関する件
- 1 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件
- 1 復代理人を選任する件
- 1 共同企業体結成の件
- 1 その他これに付随する一切の件

誓 約 書

年 月 日

(あて先)
福岡市長

所在地
商号又は名称
代表者役職名・氏名

貴市の提案競技参加申請にあたり、当社（私）は下記事項について誓約します。
なお、この誓約に違背した場合は、貴市から競争入札参加資格の取消、入札参加停止、契約解除等のいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

記

- 1 当社（私）及び当社の役員並びに使用人は、暴力団等の関係者ではありません。
また、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第 2 第 9 号(暴力団関係)及び別表第 3 のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団や暴力団と関係がある企業との私的交際等いかなる名目であっても関係を持たず、暴力団等の不当介入に対しては、貴市や警察等の関係機関と協力の上、その排除に努めます。
- 3 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第 3 第 1 号に該当しないか確認のため、役員等の「氏名、フリガナ、生年月日(以下「氏名等」という。)」を提出します。また、提出した氏名等に変更が生じた場合は、速やかに変更後の氏名等を提出します。
- 4 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第 2 第 9 号又は別表第 3 に該当する者を下請負人(一次及び二次下請負以降すべての下請負人を含む。)、再委託人又は資材、原材料業者等としません。
- 5 今後とも独占禁止法等の関係法令を遵守し、社会から信用・信頼される企業づくりに努めるとともに、貴市から受注した場合には、貴市の指導・要請等に誠実に対処します。

役員名簿

(商号又は名称：)

区分	氏名ｶ (半角ｶ、姓と名は 半角ｽﾍﾟｰｽで分 ける)	氏名 (姓と名は全角ｽ ﾍﾟｰｽで分ける)	生年月日				備考
			元号 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- ※入力上の留意点
- 1 列追加は不可。行追加可。
 - 2 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
 - 3 アルファベット氏名はカタカナで入力すること。
 - 4 常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当てるか、空白としてください。

福岡市介護保険事業者向け研修事業業務委託
質 問 書

令和 年 月 日

事業者名	
担当者 (連絡先)	【部署】 【氏名】 【TEL】 【Eメール】

注) 質問内容は、事項ごとに別紙で作成してください。

